

京都市教育委員会教育長告示第19号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成26年1月21日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

臨時に休所する日 平成26年7月17日(木)及び同月18日(金)

(野外活動施設花背山の家事業課)